

平成 19 年 9 月 1 日より第 6 次水質総量規制スタート



総量規制の対象となる閉鎖性海域は東京湾・伊勢湾・瀬戸内海が指定されています。この 3 水域とこれらに流入する河川等に排水している排水量 50 m³/日以上 of 事業所（工場、下水処理場など）では、第 5 次水質総量規制に引き続き、COD（化学的酸素要求量）、窒素、りんの 3 項目を規制対象とし、平成 21 年度の削減目標量を元に各都府県で総量規制基準が定められ、第 6 次水質総量規制がスタートしました。第 5 次水質総量規制と同様に成分濃度の測定、汚濁負荷量の記録が義務付けられます。

COD と全窒素と全りんの測定方法と頻度

排水量区分	水質の計測方法	排水の期間 (測定の期間)
400 m ³ 以上	① 自動計測器による計測 ② コンポジットサンプラーにより採水し 指定計測法で計測 ※①または②	毎日 (毎日測定)
200 m ³ 以上～ 400 m ³ 未満	① 自動計測器による計測 ② コンポジットサンプラーにより採水し 指定計測法で計測 ③ 指定計測法で計測 (②を除く) ※①～③のいずれかの方法	7 日 (1 回以上/7 日)
100 m ³ 以上～ 200 m ³ 未満		14 日 (1 回以上/14 日)
50 m ³ 以上～ 100 m ³ 未満		30 日 (1 回以上/30 日)

※自動計測器、コンポジットサンプラーを使用しない場合には、

3 回/日以上、試料採取・測定が必要となります。

指定計測法(JIS 法)

COD(化学的酸素要求量)：100℃における過マンガン酸カリウムによる酸素消費量

窒素含有量：総和法、紫外線吸光度法

りん含有量：ペルオキシ二硫酸カリウム分解法

硝酸 - 過塩素酸分解法、硝酸 - 硫酸分解法

* 当社では上記指定計測法 (JIS) の全てに対応可能です。

総量規制基準は、事業所から排出される汚濁負荷量の 1 日あたりの許容限度で事業所ごとに基準値が定められます。詳細は事業所の所在する役所へお問い合わせ下さい。

<参照> 埼玉県：埼玉県法規集データベース (埼玉県ホームページ)
東京都：東京都環境局ホームページ
千葉県：千葉市環境保全部ホームページ
神奈川県：神奈川県ホームページ

当社では COD(化学的酸素要求量)、窒素含有量、りん含有量の指定計測法による自動分析機器の導入等、多検体でも短納期で分析結果をご提供することが可能です。また、サンプリング、回収方法もお客様のニーズに合わせた形で対応させていただきます。

詳しくは、当社 **環境分析部 清水(圭)、清水(い)** (フリーダイヤル 0120-01-2590 内線 293、356) までお気軽にお問い合わせ下さい。

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL: www.knights.co.jp

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ダイオキシン類に係る濃度量証明
- ③ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ④水道法第 20 条に基づく水質検査
- ⑤土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- ⑥労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑦アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑧EU規制物質の化学分析

